

記者会見要旨  
(2019年11月19日)

協会の施策について

1. 本日はご多忙の折、多数ご参集いただき、誠にありがとうございます。本日の定例記者会見では、「協会の施策について」「最近の協会、業界の動向について」「会長声明について」ご説明させていただきます。
2. まず、協会の施策についてお話しさせていただきます。資料1をご覧ください。私の任期中の3年間のスローガンとして「前進～未来へ」を掲げて会員の皆様に申し上げております。未来を見据えて社会に貢献する公認会計士を目標にしています。
3. なぜスローガンを設定したかといいますと、過去を振り返ると、1997年ごろからバブル崩壊後の金融構造改革、いわゆる金融ビッグバンが始まり、並行して会計ビッグバンが進み、2001年に企業会計基準委員会(ASBJ)が設立され会計基準のコンバージェンスが進んできました。
4. それと並行して監査の基準も、国際監査基準を日本に取り入れていくという方針のもと企業会計審議会で国際的な動向を踏まえて監査基準を改訂し、協会が監査基準委員会報告書を公表するという流れになっています。
5. ここ20年で会計基準、監査の基準が大きく変わって、協会も多くのリソースを投入して基準開発に貢献してきました。それだけでなく、大きな会計不正や金融危機により緊急対応が続きました。会計監査をめぐる制度的な対応については、いくつか重要な課題を残しつつも相当程度整ったと認識しております。これからは10年20年先の業界の未来を見通して施策を打てる時ではないかと考え、先ほどのスローガンを示しました。
6. 今、公認会計士業界をめぐる課題を6つ認識しています。1つ目の課題は「会計監査の在り方改革」です。会計監査の在り方に関して一番重要視しているのは監査の現場力をいかに高めるか、その具体策をいかに講じるかということです。
7. 2つ目の課題は「会計基準及び監査の基準設定との関わり」です。金融・会計ビッグバン以前は協会が会計基準の実質的な設定主体としての役割を果たしてきましたが、現在はASBJが日本の会計基準の設定主体になっています。今後は社会のインフラである基準の設定の一翼を担う協会の立場として、より積極的に在るべき会計基準、財務情報開示を検討し、議論に貢献していきたいと思っています。
8. 監査の基準の設定についても、企業会計審議会で国際的な動向を踏まえて監査基準を改訂し、協会が監査基準委員会報告書を公表していますが、国際監査基準の策定における議論の中で協会がどれだけ影響力を持って日本の声を届けるかが重要になります。現在も監査や倫理の基準、監査事務所の品質管理の基準を設定する国際会議に日本人が参画していますが、そこで日本の声をしっかりと届けて国際基準に反映させていきたいと考

えています。

9. 3つ目の課題は「企業情報開示の変革への適応」です。財務情報以外の情報の開示の重要性が世の中から認識されています。端的に言えば、企業の価値はもはや財務情報だけでは評価できず、いわゆる ESG に代表される非財務情報開示の要求が投資家からあって統合報告書のようなコンセプトができ、それを任意に開示する日本企業が既に 400 社程度になっています。このような開示の充実を有価証券報告書の制度開示に取り込んでいくという流れができてきて、記述情報として経理の状況の前に、まずはガバナンスの状況の開示の充実が行われ、ビジネスモデルとの関連性などの記載の充実が促され、事業等のリスクの記載も単にリスクがあるということを示すだけでなく、そのリスクが与える影響を記載するよう促されています。いずれは、例えば天候が与える影響が有価証券報告書に記載されることになるかもしれません。その記載が監査の対象にならなくとも、財務情報との関連において監査人がカバーしなければならなくなると考えています。そうすると財務情報開示に熟練している伝統的な公認会計士の守備範囲外の情報が記載されるので、どのように開示の変革に適応していくかは非常に重要だと考えています。
10. 4つ目の課題は「企業活動の変化及び技術革新への適応」です。企業活動は過去 20 年でグローバル化が大いに進展しました。いまや規模の大小に限らず多くの企業が海外に事業展開しています。技術革新によって既往の産業構造や企業のビジネスが大きく変化したことについて、公認会計士も重要視すべきであり、企業の変化に適応しなければなりません。大手の監査法人では IT インフラを整備し、AI 等で高度なデータ分析をすることが既に行われつつあります。従来型の知識経験だけで監査を行っていくことはできないという認識で、今後の公認会計士が持つべき資質も当然変わっていくと考えなければならず、この変化にいかに対応するかが非常に重要です。
11. 5つ目の課題は「公認会計士業務に対する社会からのニーズの充足」です。上場会社への監査や会社法監査以外の監査が大きく広がりつつあります。今後、監査以外の分野にも、公認会計士が関わってほしいというニーズも増えると予測しています。
12. 社会福祉法人、医療法人など、今後社会で重要な役割を担っていく事業者が健全な経営を続けていくために何が有効かという、必要な情報の開示を促し、信頼担保のための措置を講じることです。これによって、経営の改革が進むことが期待されます。信頼担保措置には様々な方法が考えられますが、一番有効なものが監査と考えられるので、様々な分野で公認会計士監査の導入が進んでいます。現在心配をしているわけではありませんが、地域で監査を担う公認会計士が確保できるように、すなわち公認会計士に対する需給のミスマッチが起こって監査ができないというようなことが無いように万全の準備をすることが重要です。また、地域創生、中小企業等の事業承継とガバナンス・経営改革なども喫緊の課題とされており、公認会計士の指導力が期待されています。
13. 6つ目の課題は「急速な会員数の増加と会員の多様化への適応」です。会員、準会員あわせて約 38,000 人ほどおりますが、2000 年頃と比べると約 2.2 倍になっています。そ

の中で公認会計士は約 32,000 人いますが、監査法人以外に勤めている方が過半を占めています。その方たちは、監査を本業としていないかもしれないので、協会の支援の在り方も変わってきます。

14. 以上の課題を認識し、協会としては社会から最も信頼されるプロフェッショナル団体になりたいと考えています。
15. 最後になりますが、一番重視していることの一つが監査の現場力の強化です。制度的な仕組みづくりは相当程度整ったと考えていて、現場の力をどう高めるか、具体的に明らかにしなければなりません。企業には適正な財務情報を開示するというあるべき姿があります。しかしながら、完璧な財務情報開示のための体制を備えている企業はありませんので、あるべき姿と現実に必ずギャップがあります。監査の現場においてこのギャップを的確に把握して、企業に修正を求め、実行してもらうことができれば、監査人としての職責をしっかりと果たすことができ、結果として適正な財務情報の開示が確保できます。その過程で重要なのが職業的懐疑心であり、しっかりと発揮できるよう対策を考えていきたいと思えます。

#### 最近の協会、業界の動向について

16. 最近 3 か月の協会、業界の動向についてお話しいたします。資料 2 をご覧ください。当協会では 7 月の定期総会にて倫理規則を改正するとともに、「独立性に関する指針」等について、9 月 17 日付けで改正を行いました。ポイントは監査法人以外に勤めているいわゆる企業等所属の公認会計士の方々についても不正等が発覚した際に、公認会計士としてしっかりと対応して頂きたいと明記したことです。
17. 9 月 18 日には、千葉で研究大会を開催しました、直前の台風で開催も危ぶまれましたが無事開催でき、1,500 名超の参加者がありました。
18. 10 月には、3 日に群馬で公認会計士フォーラム、11 日に沖縄で西日本連合総会を開催しました。両方とも地域会が主催するもので、地方創生が主なテーマであります。
19. 25 日には会長声明を出しました。これは金融庁の「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）の公表」を受けたものです。後程ご説明いたします。
20. 11 月には、協会としては大きな動きは今のところありません。
21. 業界としては、9 月に企業会計審議会が開催されました。これは以前からの監査報告書関係の改訂が粛々と行われたものです。
22. 10 月 25 日には金融庁から「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）の公表について」が公表されました。
23. 11 月 3 日には、令和元年（2019 年）秋の叙勲・褒章受章に際し、3 人の会員が荣誉に浴されました。
24. 12 日には企業会計審議会監査部会が開催され、有価証券報告書の財務諸表以外の記載

について監査人がどのように関わるか議論されました。監査人の対応や監査報告書の記載事項について国際的な基準(国際監査基準 720)の改訂を導入する方向で進んでおり、導入の時期について、KAMの強制適用と合わせるか、1年遅らせるか、また会社法の事業報告にも適用されるのかなどが中心的に議論されました。

25. 15日には公認会計士試験の合格発表がありました。願書提出者数が12,532人、うち女性が3,057人で女性比率が24.4%となっています。合格者数は1,337人、女性比率は315人23.6%で、合格者数は昨年の1,305人から微増、女性比率は昨年の266人20.4%からかなり増えました。女性比率の向上は、関根前会長が推し進めた女性会計士活躍促進の成果が現れたのかもしれず、協会として歓迎すべき結果と考えています。

会長声明「監査人の独立性強化に向けて～「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報告)」の公表を受けて～」の発出について

26. 金融庁の「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第二次報告)の公表について」を受けて、会長声明を出しました。金融庁の第二次報告は、外国制度の調査を行った第一次報告を受けて、実際に日本の大手監査法人において、パートナーローテーションがどのように行われたかを調査した結果の報告です。結果としては大手監査法人においてはパートナーローテーションが確実に実施されるよう、システムの整備を含めて対応を進めているという実態が把握されました。
27. ただし、監査補助者の時代からパートナーになった後まで、例えば20年前後、長期にわたり、一つの会社に関与していたという実例が指摘されました。そういったローテーションが徹底されていないのではないかと実例が一部見受けられたため、制度趣旨に則った実効的な運用を行う必要があるという見解が示されました。
28. これは、監査法人のローテーションをすべきと現状のままでもいいという結論を示したのではないと認識しております。今後欧州の動向を注視しつつパートナーのローテーションに加え、チームの構成メンバーのローテーションを行うにあたって追加的な措置が必要なのではないか、場合によっては監査法人のローテーションを義務化すべきではないかという議論が行われると思っております。そこでは我々もしっかりと議論に参加していきたいと考えています。
29. また、第二次報告の中では監査法人を変更した企業に対する調査も行われています。企業側に監査法人の交代による変化・影響を聞いており、「新しい監査法人にはあらためて説明する必要があり、手間がかかる」など企業側の説明の負担が増えたという意見がある一方で、「新たな気付きがあった」、「これまでの取扱いを新しい監査法人にも認めてもらえたので自信が持てた」などの意見もありました。
30. この第二次報告の公表を受け、会長声明を発出しました。
31. ポイントはチームメンバーのローテーションの適用です。従来からパートナーのロー

テーションは法定化されていましたが、2018年4月に倫理規則を改正しており、2020年4月1日以後開始する事業年度から適用され、パートナー以外の担当者も長く関わることで監査人の独立性や新たな視点で監査することに阻害する要因がないか検討し、必要に応じて、監査業務の担当者のローテーションや、チーム内の役割又は実施する手続きの種類及び範囲等を変更するなどを求める、チームメンバーのローテーションが導入されます。

32. 会長声明のポイントは、「社会的影響度が特に高い会社の監査業務に当たっては、本規定の趣旨を十分に理解した上で、改めて本規定を確実に遵守するようお願いします。」とし、改訂倫理規則の遵守の徹底を求めたことです。監査法人の実態を考慮すると、すべての監査法人や上場企業にチームメンバーのローテーションを求めることは現実的ではないと判断しましたので、社会的に大きな影響を与える会社に対して徹底して欲しいと求めているものです。また、具体的にどういった事業体に適用するのかなどについて議論を進めているところです。

以 上